

第 3 9 回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

令和 2 年 5 月 2 9 日（金）

瀬戸内海漁業調整事務所

第 39 回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

令和 2 年 5 月 29 日（金） 14 時 04 分～ 14 時 53 分

2. 場 所

神戸地方合同庁舎 1 階 第 4 共用会議室（神戸市中央区海岸通 29）

3. 出席委員

【会 長】

学識経験者 今井 一郎

【府県互選委員】

大 阪 府	岡 修
兵 庫 県	田沼 政男
岡 山 県	淵本 重廣
広 島 県	濱松 照行
山 口 県	梅田 孝夫
徳 島 県	岡本 彰
香 川 県	服部 郁弘
福 岡 県	伊藤 正博

【農林水産大臣選任委員】

学識経験者 山口 敦子

4. 議 題

- (1) サワラに関する委員会指示について
- (2) 太平洋クロマグロに関する委員会指示の一部改正について
- (3) 瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程の一部改正について
- (4) その他

5. 議事の内容

（開会）

（岩本所長）

それでは、ただ今から第39回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

私は 4 月 1 日付けで瀬戸内海漁業調整事務所の所長となりました岩本です。
事務局を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

さて、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のためウェブ会議形式で開催しております。委員定数14名のうち、出席者名簿のとおり定足数である過半数の10名の委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用する同法第101条第1項の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、今井会長、議事進行をお願いします。

(今井会長)

私は会長を拝命しております今井一郎と申します。委員会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

まず、この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、現在、入院中の方々の一日も早いご快復をお祈り申し上げます。また、感染拡大防止に向けてご尽力頂いている医療関係者等の皆さまの献身的な取組に敬意を示したいと思います。

漁業関係におきましても、各種休業要請の影響等による魚価の低迷等に見舞われる中、感染拡大防止にご尽力頂きつつ食料供給を支えてきて頂いている漁業関係者の皆さまに改めて敬意を表したいと思います。

さて、本日はこのような状況の中で、初めてウェブ会議スタイルにより開催することになりました。第39回瀬戸内海広域漁業調整委員会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、水産庁の魚谷資源管理推進室長をはじめ水産庁の担当官の方にもご臨席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の委員会では、サワラに関する委員会指示、太平洋クロマグロに関する委員会指示等の一部改正、瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程の一部改正につきまして、ご協議をいただくことになっています。

不慣れな環境の中ではありますが、委員の皆様方からは、ぜひ忌憚のない御意見、御質問などを賜りたいと存じます。

本日は以上のような内容となっておりますけれども、議長としまして要点を絞った議事進行を心がける所存でございますので、皆様方の御協力をいただきたく、よろしくお願いいたします。

本日は、ウェブ環境を通じて水産庁から魚谷資源管理推進室長にご参加いただいておりますので、一言、ご挨拶をお願いします。

(魚谷資源管理推進室長)

今年の1月1日から室長をやらせていただいています魚谷です。よろしくお願いいたします。第39回瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様方におかれましては、日頃から水産政策の推進にご協力をいただき、改めて御礼を申し上げたいと思います。今回は新型コロナウイルス感染症の状況を受けましてウェブでの開催となり、慣れないやり方でご面倒をおかけするかと思います。よろしくお願いします。

新型コロナウイルス感染症の関係では、先ほどの会長のご挨拶と重複致しますけれども、緊急事態宣言は解除はされたものの、引き続き予断を許さない状況であります。まずは感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福と今も感染症で苦しんでいる方々の一日も早い快復をお祈りしたいと思います。また、患者の方々の治療に携わっている医療従事者の方々、厳しい状況の中、食料生産・供給を支えて頂いている農林漁業あるいは食料関連産業に携わる方々に対しまして改めて敬意を表しますとともに感謝を申し上げたいと思います。

水産庁といたしましても今年度の当初予算、第一次補正予算等によりまして、厳しい環境におかれている関係事業者の皆さんに対する支援を行っていくこととしているところでございます。

さて、今回の会議ではサワラ、クロマグロの資源管理に関連する事項が議題となっております。今年は一昨年12月に成立しました改正漁業法が施行されることとなっておりますが、今後、新たな資源管理の推進がこの改正漁業法の一つの大きな柱となっております。水産庁としましては、これまで以上に水産資源の持続的利用を推進すべく、現在この法律の施行に向けた準備に鋭意取り組んでいるところでございます。

このような中で、委員の皆様方に対しましては、引き続きのご指導ご鞭撻を賜われればと考えているところでございます。

最後に本日の会議が実りあるものとなることを祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いします。

(今井会長)

どうもありがとうございました。

次に、本日使用する資料の確認を行います。事務局からお願いします。

(岩本所長)

それでは、お手元にお配りしております資料でございますが、まず、議事次第、委員名簿、出席者名簿、それから本日使用する資料として、資料1、資料2、資料3となっております。以上でございます。

(今井会長)

ありがとうございました。皆様、資料はよろしいでしょうか。

それでは、次に、ウェブ会議形式での委員会の進行に当たっての注意事項について、事務局からお願いします。

(岩本所長)

現在、全ての委員が問題なく接続されている状況でございます。

画面下部のカメラとマイクのボタンは触らず、常にオンになっていることを確認してください。

発言を希望される場合は、会長、私であれば「岩本です、発言よろしいですか」と述べていただいて、必ず会長の許可を得てから発言をお願いします。

また、やむを得ない理由により会議中に離席する場合は、先ほどの手順で会長の許可を得てから離席し、戻り次第その旨を会長に報告するようにしてください。

万が一、通信状況の悪化等により会議に参加できない状況になった場合、例えば、会議の音声聞こえなくなった、映像が見られなくなった、発言を求めるための発言をしても会長から反応がない、といった事態が発生した場合には、速やかに事務局まで電話にてお知らせください。連絡先の電話番号は078-392-2284です。以上でございます。

(今井会長)

ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、円滑な議事進行にご協力いただきますようよろしくお願いします。

それでは議事に入りますが、その前に、後日まとめられる、本日の委員会議事録の署名人を選出しておく必要があります。

本委員会事務規程では、会長が出席委員の中から指名することになっておりますので、私からご指名させていただきます。

兵庫県の田沼委員と、徳島県の岡本委員のお二方をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いします。

会場、第4共用会議室にお越しいただいた報道関係の皆様にお伝えいたします。冒頭のカメラ撮りはここまででございますので、以降の撮影につきましてはお控えくださいますようよろしくお願いします。

今、少しトラブルがありますので、少しお待ち下さい。

それでは、議題1 サワラに関する委員会指示について、事務局から説明をお願いします。

(岩本所長)

お手元の資料1をご覧ください。

本委員会発足以降継続してご協議いただいております、サワラ瀬戸内海系群の資源管理について、委員会の開催が延期されたことから、本年4月1日以降の操業や資源管理措置は、昨年度と同様の内容で取組が始められておりま

す。本年度におきましても、これらの措置を担保する委員会指示を発出する内容となっております。委員会指示の本文は2ページから6ページでございます。

委員会指示の内容は昨年度までと同じ内容ですが、委員会の開催が延期されたことから、委員会指示の有効期間を令和2年5月29日から令和3年3月31日までとし、操業制限につきましても5月29日以降について規定したものとなっております。

昨年度の委員会指示32号との比較を7ページ、8ページの参考1に載せており、赤字が変更箇所となっております。播磨灘のはなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業につきましては、4月中に参考2のとおり4日間の休漁日が定まっておりますので、一斉休漁として取り組む日にちを指定して示しております。

続きまして、紀伊水道外域と宇和海での公的担保措置についてご説明いたします。宇和海につきましては、3月23日開催の愛媛海区漁業調整委員会において、平成31年度と同様の委員会指示を決議することについて合意され、4月3日付にて同委員会指示が発出されております。

紀伊水道外域につきましては、通常では和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示により公的担保措置を行っておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでのところ同委員会を開催できていないこと、ウェブ会議形式での開催も検討しましたが設備等の問題があり開催の目途が立たない状況であること、両県漁業者には、和歌山県及び徳島県よりそれぞれ5月12日及び1日付けで平成31年度同様の資源管理措置を行うよう指導がなされていること、以上3点につき、5月21日付で和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会会長より瀬戸内海漁業調整事務所長あてに報告があったことをご報告いたします。以上が、サワラに関する委員会指示についての説明です。

(今井会長)

ありがとうございました。

それでは、本委員会指示(案)につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

(梅田委員)

会長、山口県の梅田ですが、発言よろしいでしょうか。

(今井会長)

はい、どうぞよろしく申し上げます。

(梅田委員)

委員会指示の説明がありましたけれど、この委員会指示にサワラの資源管理に大きな役割をはたしていると思いますが、本年12月施行の改正漁業法との関連なんです、改正漁業法の124条の資源管理に関して協定を締結という条項

がありますが、法律の施行後はサワラの資源管理は委員会指示ではなく、この協定制度に基づいて資源管理を進めていくということになると解釈をしてよろしいのかどうかということです。

（岩本所長）

事務局よりお答えいたします。サワラにつきましては、これまでと同様に広域漁業調整委員会の委員会指示ということで継続させていただきたいと考えています。

（梅田委員）

はい、わかりました。

（今井会長）

他にご意見等はございませんか。

それでは、サワラの資源管理に関する本委員会指示（案）について、原案どおり決議することとし、今後の事務手続き上、文言の訂正等があった場合には、私にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。なお、反対の意思がある方は意思を表明してください。よろしいでしょうか。

それでは、反対のご意見はありませんので、サワラの資源管理に関する本委員会指示（案）について、原案どおり決議いたします。事務局のほうで委員会指示についての事務手続きと官報への掲載をお願いします。

それでは、議題2 太平洋クロマグロに関する委員会指示の一部改正についてに入ります。では、事務局から説明をお願いします。

（岩本所長）

事務局からご説明をさせていただきます。

お手元の資料2を1ページめくっていただいて資料2－1をご覧ください。沿岸クロマグロ漁業の承認に関する委員会指示の一部改正についてご審議いただく内容になっていますが、大きく2点あります。

1点目は、改正理由及び内容の1と2についてでございます。現在の委員会指示については承認期間が6月31日まで、また有効期間が7月31日までとなっており、本来であれば更新して、2年の委員会指示を発出するところでございますが、現在の承認期間がクロマグロの管理期間とずれていることから、承認期間を来年の3月31日まで延長し、管理期間と合わせようというものでございます。なお、現在承認されている皆様が有している承認証については、今回の改正による書き換え等は不要となります。

2点目は改正理由及び内容の3についてでございます。これまで委員会指示の有効期間中の承認は、承継か廃業見合による申請のみ認めさせていただいたところですが、平成30年の一斉更新の際に大幅に承認隻数を削減した県から承

認数の増加について強い要望があったところです。このため、真にやむを得ない場合は、我が国全体で400を上限に県からの意見書をもって承認することができるという規定を新たに設けるものでございます。

廃業見合が大原則であるという運用は、今後も変更はございませんが、クロマグロの資源管理に影響の無い範囲での柔軟な運用について規定するもので、申請の前に必ず水産庁にご相談いただきたいと考えております。

ただいま、ご説明した内容につきましては、具体的なところは、資料2－1別紙1に、委員会指示の新旧対照表及びそれを反映した改正後の委員会指示をお示ししております。

また、今回の委員会指示の一部改正に伴いまして、事務取扱要領の改正内容を同様に資料2－1別紙2としてお示ししております。

なお、我が国全体で400を上限とするとの規定を設けることについては、他の広域漁業調整委員会との整合を図る必要がありますので、事務局の方で他の広域漁業調整委員会の審議状況を確認させていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。委員会指示と承認事務取扱要領の一部改正について、ご審議をお願いしたいと思います。

(今井会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

(伊藤委員)

会長、福岡県の伊藤です。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(伊藤委員)

400を超えないという400は、全体のどれくらいになりますか。

(岩本所長)

全体の承認隻数が18,000隻くらいですので、それに対する400隻ということになります。

(伊藤委員)

わかりました。

(今井会長)

他にご意見等はございませんか。

それでは本委員会として、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第35号を本日付で発出するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第31号の9に基づく沿

岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領を一部改正することとし、今後の事務手続き上、文言の訂正等があった場合には、私にご一任いただきたいと思います。よろしくお願いします。

また、事務取扱要領については先程事務局から説明がありましたように他の広調委との整合を図るため、事後的に事務局により確認し、もし問題があるような場合の扱いについても会長に一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、反対の意思がある方は意思を表明してください。

よろしいでしょうか。

それでは、反対のご意見はありませんので、太平洋クロマグロに関する委員会指示の一部改正について、原案どおり決議します。事務局のほうで委員会指示についての事務手続きと官報への掲載をお願いします。

引き続き、クロマグロに関連しまして、遊漁で採捕したクロマグロの市場等での売却についてを水産庁より報告があるようです。ご説明をよろしくお願いします。

（東原課長補佐）

水産庁管理調整課沿岸・遊漁室の東原と申します。よろしくお願いします。

資料の18ページ、資料2-2をご覧ください。遊漁で採捕したクロマグロの市場等での売却について情報提供のお願いについてご説明いたします。

太平洋クロマグロにつきしては、関係漁業者、関係行政機関及び関係研究機関が連携して資源管理に取り組んでいるところでございます。

また、これまでご審議いただいたとおり、沿岸くろまぐろ漁業として広域漁業調整委員会の指示により、承認を受けて漁業を行っているところであります。

このような中で、遊漁者が釣ったクロマグロを市場等で売却しているのではないかとのが声が寄せられております。

遊漁者が採捕したクロマグロを市場等で販売することは、例え1回のみだとしても、状況等によっては営むことに該当しうるとも考えられ、沿岸くろまぐろ漁業の無承認漁業、いわゆる広域漁業調整委員会指示違反に該当しうるとも考えているところです。

水産庁といたしましては、遊漁で採捕したクロマグロの市場等での売却の実態を把握するとともに、委員会承認を受けずに採捕したクロマグロの流通を防止する必要があると考えております。

つきましては、これまでお願いしていましたクロマグロの資源管理についての周知・広報のほか、遊漁で採捕したクロマグロの市場等での売却について、関係情報があれば、水産庁に情報提供いただきたく、各委員に御協力をお願いします。

るものであります。

また、今後、各都道府県にも話をさせていただき、遊漁団体などにも周知し、情報提供を求めていく予定です。

なお、資料２－２の一番下の、※２の記載について補足いたします。例え１回だとしても営むことに該当すると考えられ、と記載されていますが、本注意書きの意図は、先ほどご説明したとおり、例え１回のみだとしても、状況等によっては営むことに該当しうるとも考えられ、との趣旨でございまして、１回で営むことに該当するとの意図ではございません。

文末の委員会指示の沿岸くろまぐろ漁業に該当しうると記載しておりまして、しうるの表現とダブってしまうため、このような記載になり、誤解を与える表現になっているのご指摘があり、補足説明させていただきました。

説明は、以上です。どうぞよろしくお願いします。

(今井会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

(梅田委員)

会長、山口県ですが再度よろしいでしょうか。

(今井会長)

はい、山口県さんよろしくをお願いします。

(梅田委員)

遊漁の件につきまして、３点ほどお聞きしたいと思っています。

まず、第１点目は、我々はそもそもクロマグロの漁獲枠の根拠となっている漁獲実績に遊漁の採捕量は含まれていないよと聞いていたんですが、もしそうであるのであれば、遊漁での販売問題とかいう以前に、遊漁そのものを禁止にすべきではないかというのが１点です。

次に第２点目ですが、遊漁の実態調査を行うとご説明がありましたが、仮に採捕実態が確認された場合は、国の留保枠の中で対処されるべきで、少なくとも遊漁の割を食って、山口県もそうなんですが、漁業者の漁獲枠が減らされることは絶対に避けていただきたい。

第３点目ですが、実態把握の調査をこれからされるということですが、ご承知のとおり山口県の瀬戸内海は、県外からの流入者が多いということで、山口県当局だけでは実態把握には限界があると思います。できれば、実態把握を県に要請するのではなくて、国の方で責任を持って実施をしていただければありがたいなと思っております。以上３点です。

(今井会長)

ありがとうございます。では、水産庁お願いします。

(東原課長補佐)

はい、3点ご質問いただきました。

まず、1点目のクロマグロの枠についてですが 漁獲配分については、もともと漁業者の漁獲した枠によって実績によって配分されてきたということですが、採捕停止命令とかにかかるとつきましては、遊漁者の枠についても、概念上、県の管理区分の中に入っているということですので、仮に県で漁業者分の採捕量が増えて、操業停止命令とか出た場合には、遊漁者にもかかるとそういった仕組みにしています。

2番目の実態調査について、国の枠でやるべきではないか、漁業者の枠が減らされることは非常に納得ができないということですが、これは、現在遊漁者の採捕量を把握していないということで、各県の配分については、漁業者の漁獲に応じて配分がされていますが、採捕に関する制限は、漁獲数量を報告していただいてその量を積み上げで、自粛勧告やそういった命令が出ていることなんです。その中に遊漁者のとった数量は、概念上は入っていますが、実際は報告を求めているので、そこの中には入っていないということです。

今後どのように管理していくかについてですが、ご意見もありましたが、県外の方も含めて、県だけでは無理なので国でも調査をしてほしいとのご要望もありましたが、今後、新しい資源管理に向かって、遊漁についてもきちんとしつかりとした管理体制を構築しなければならないと考えていまして、これについては引き続き検討をさせていただいて、しつかりとした管理体制を作っていきたいと思っております。以上です。

(今井会長)

ありがとうございます。山口県さんよろしいでしょうか。

(梅田委員)

ちょっと機械の調子が悪くて、聞こえなかったところがあります。

(今井会長)

3つありましたたが、3つとも聞こえませんでしたか。

(梅田委員)

いえ、2点目からが聞こえなかったです。

(今井会長)

今は、よく聞こえてますか。

(梅田委員)

はい、聞こえています。

(今井会長)

では、今から水産庁さんから、かいつまんで説明をお願いします。

(東原課長補佐)

3点いただきまして、1点目ですが、クロマグロの採捕量について遊漁者分も含まれているかという件ですが、現在の県の配分は、漁業者の実績に応じて配分されてきており、県が管理する場合は、採捕停止命令とか自粛勧告とか行うわけですが、その時の採捕量は、概念上は遊漁者の分も入っていますが、実際には遊漁者からの漁獲量の報告は求めていますので、入っていない。

ただし、漁業者の枠が7割8割9割と超えていきまして、採捕の自粛なり採捕停止命令とか出た場合には、同じ海域にある遊漁者も採捕制限がかかってくるということで、今のところ、遊漁者の分を数量的に個別に枠を示している訳ではありませんが、ただ概念上は県の中の管理に入っているということです。

今後、新しい漁業管理制度の中で、どのように管理していくかということについては、先ほど、漁業者の枠が取られないことがないようにとか、実態調査の時に山口県の同じ海域によその県から遊漁者入ってくると、県のみではなかなか管理できないとのことでしたが、このようなことについてもどのように管理していくかについても、管理体制についてしっかり検討してまいりたいと思っています。以上です。

(今井会長)

1、2、3を全部取りまとめていただいということによろしいですね。

(東原課長補佐)

はい、そうです。

(今井会長)

山口県さんいかがですか。

(梅田委員)

はい、わかりました。どうもありがとうございます。

(今井会長)

他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、遊漁で採捕したクロマグロの市場等での売却についての説明は以上で終わります。

それでは、議題3の瀬戸内海広域漁業調整員会事務規程の一部改正についてに入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

(岩本所長)

お手元の資料3をご覧ください。

1 ページめくっていただいて、資料 3－1 に、今回の改正の概要を整理してお示ししております。

改正の理由といたしましては、テレビやタブレット等の情報通信機器の発展により、会議の開催場所とは別の場所にいる委員が情報通信機器を活用して開催場所にいる委員と同時に議事の審議に参加し、合議体としての意思決定を行うとともに、当該会議の公開を行うことが可能となっていることを踏まえ、会長が認める情報通信機器を活用した委員の会議への出席が可能であることを明示し、円滑な会議の開催を確保するために、瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程を一部改正するものでございます。

具体的には、第 5 条に第 4 項を新たに設けることとし、委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができると致します。

資料 3－2 の新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、ただいまご説明申し上げました第 5 条第 4 項の新設と、適用開始日を本日とする旨の附則の追加でございます。

資料 3－3 は改正後の瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程の案となっております。

以上が、事務局からの説明です。

(今井会長)

ありがとうございました。

それでは、本事務規程の一部改正につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

これは、ウェブ会議もありうるということですね。

ご意見等はございませんか。よろしいですね。

それでは、瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程の一部改正について、原案どおり決議することとしまして、今後の事務手続き上、文言の訂正等があった場合には、私にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。反対の意思がある方は意思を表明してください。よろしいでしょうか。

それでは、反対のご意見はありませんので、瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程の一部改正について、原案どおり決議します。

それでは、最後の議題「その他」に入ります。

その他、委員会で取り上げる事項について、何かありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

ないようですので、次回の委員会の開催予定について、事務局から説明をお

願います。

(岩本所長)

次回につきましては、例年どおり、今年１１月頃に委員会を開催したいと考えております。

日時及び場所等については、会長ほか皆様のご都合もお聞きしながら調整の上、追ってご連絡いたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(今井会長)

回りの委員会は、例年どおり１１月頃に予定されているとのこと。委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

最後に確認ですが、これまでの議事において、ウェブ会議ではあるものの意思の疎通は図られたものと考えていますが、諮った議事の内容について反対等の意思があったにも関わらず、それを伝えることができなかった委員はいないということでしょうか。

(梅田委員)

山口県ですが、さきほどの質問した回答のタイミングの時にこれが故障してしまったのですが、後からその時に説明されたことは確認できますか。

(岩本所長)

はい、事務局からお答えします。今回の内容については、議事録を作成して公開することになっていきますので、そちらの方で確認いただけるようになっています。

(今井会長)

他に何か確認したいこととかありますか。よろしいでしょうか。

おられないようですので、全ての議事についてご了承いただいたということとさせていただきます。

本日の議事は、これにて全て終了しました。

委員各位、ご臨席の皆様におかれましては、本日の議事進行にご協力頂きありがとうございました。

なお、議事録署名人の田沼委員と岡本委員におかれましては、後日、事務局より本日の議事録が送付されますので、ご対応をよろしくお願いいたします。

これをもって、第39回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

(1 4 時 5 3 分閉会)